

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月4日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	平成31年3月1日 午後3時40分頃 高山市丹生川町折敷地1564番地2先（市道呂瀬金山線）	
	事故の概要	後退したスクールバスによる停車中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー等）
	被害総額・市の過失割合	—	109,069円・100分の100
	賠償金	—	109,069円
	内訳	保険金	109,069円
		一般財源	0円
	専決年月日	令和元年5月22日 地方自治法第180条第1項	